

【新規園向け】幼児教育・保育の無償化（預かり保育）について

■無償化（預かり保育）の概要

○対象児童

共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象

○上限額（おやつ代、行事費などは無償化対象外）

月額1万1,300円。ただし、利用日数に応じて月額の上限額は変動（450円×利用日数）

①利用料	②利用日数	③上限額 (450円×②)	④無償化対象額 (①か③どちらか少ない額)	⑤実質負担額 (①-④)
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
10,000円	20日	9,000円	9,000円	1,000円

○補足

- ・無償化には、保護者が保育の必要性の認定手続きを行う他、各園から千葉市への確認申請が必要
- ・満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、住民税非課税世帯のみが無償化の対象（月額1万6,300円が上限）
- ・預かり保育の実施時間等が少ない（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる（月額1万1,300円又は16,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）。

■千葉市における無償化（預かり保育）に係る支払いについて

○3か月ごとの償還払い

○令和8年4月から6月分は、7月20日までに請求書及び領収証兼提供証明書を千葉市に提出いただき、9月末までに保護者個人に支払いを行う

○請求書及び領収証兼提供証明書のとりまとめ、千葉市への提出は各園の皆様にお願いしたい。

■事務の流れ（令和8年度1回目の請求の場合）

①【～令和8年2月末 各園の皆様】

千葉市に対して、確認申請書を提出していただく。

②【～令和8年3月10日 保護者】

千葉市の各区こども家庭課にて、保護者が保育の必要性の認定に係る手続きをしていただく。

③【令和8年4月以降 保護者】

保育の必要性の認定に係る通知を保護者が各園の皆様に提示

④【令和8年4月以降 各園の皆様】

千葉市在住者で給付認定申請を行った方に対し周知文を配布

※請求書の〆切期日については、千葉市への提出に間に合うよう（7月20日）各園にて設定

⑤【令和8年4月以降 各園の皆様】

上記③で提示を受けた保護者に対し、領収証兼提供証明書（原本）を交付

1か月毎でも3か月毎でも可。写しは各園で保管

⑥【令和8年6月～7月上旬 各園の皆様】

請求書を上記③で提示を受けた保護者に対しお渡しし、記載いただいたら回収（期日は各園にて設定）

⑦【～令和8年7月20日 各園の皆様】

千葉市に対し請求書及び領収証兼提供証明書（原本）を提出⇒9月末に千葉市から保護者個人に支払い

■年間の請求時期

① 請求の対象となる月	10月～12月分	1月～3月分	4月～6月分	7月～9月分
② 請求していただく月	1月	4月	7月	10月
③ 千葉市からお支払いする月 ※	3月	6月	9月	12月

※ 各月の月末のお支払いとなります。

■まとめ（無償化に必要な事項）

①【各園⇒市】確認申請②【保護者⇒市】保育の必要性認定③【各園⇒市】領収証兼提供証明書、請求書

■よくあるご質問

預かり保育の無償化の額は、日ごとに利用料と基準額（1日450円）を比較して、それらを1か月分合計して計算するのか。それとも、1か月分の利用料を合計し、基準額（日数×450円）と比較して計算するのか。

1か月分の利用料を合計し、基準額（日数×450円）と比較して計算します。

例えば月に2日、右記のように利用した場合 ①1日目 200円 ②2日目 800円

合計 1000円・・・③ (①+②) 上限額は450円×2日=900円・・・④

無償化の額は、900円（③と④の低い方）自己負担は100円となります。

請求書等の提出を保護者が怠った場合、園はどこまで対応すれば良いか。

明確な基準はございませんが、全体に対して周知文の配布及び口頭での説明等をしていただければ、保護者個別に対する督促等は可能な範囲で結構です。

施設としては平日8時間以上、年間200日以上の預かり保育事業を実施していますが、人材確保等の事情により、定員を超える利用希望を断ったり、利用者個別の利用日数を制限している場合は、認可外保育施設等の無償化対象要件に該当するか。

幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とする際の要件は、全ての市区町村が簡便かつ客観的に判断可能なものである必要があることから、幼稚園が提供している預かり保育事業の開設時間や日数で判断することとしております。したがって、施設として平日8時間以上、年間200日以上の預かり保育事業を実施している場合には、個人の個別の保育ニーズが満たされていない場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。

■多子世帯の利用者負担軽減給付金事業（預かり保育）の概要

○対象児童 次の要件をすべて満たすお子さんが対象です。（一部の要件は保護者に関すること）

(1) 千葉市に在住していること。

(2) 満3歳児クラスに在籍している。

※「プレスクール」や「プレ保育」の利用は本事業の対象外です。

(3) 世帯の第2子以降である。

※原則、第1子（又は第2子等）の年齢は問いません。

(4) 住民税課税世帯であること。⇒非課税世帯は新3号認定の対象となるため、本事業の対象外です。

(5) 保護者全員に保育の必要性があること。

(6) 保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育所・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業）を利用していないこと。

○上限額（おやつ代、行事費などは給付対象外）

第2子 月額上限 8,150円（月額預かり保育料の半額と利用日数×225円を比較して低い方の額）

第3子以降 月額上限 16,300円（月額預かり保育料の全額と利用日数×450円と比較して低い方の額）

【計算例】第2子の場合

①預かり保育料 (利用者負担額)	②利用日数	③上限額 (225円×②)	④給付対象額 上限 8,150円 (①×1/2か③の低い方の額)
4,000円	10日	2,250円	2,000円 (①4,000円×1/2=2000円<③2,250円)
10,000円	20日	4,500円	4,500円 (①10,000円×1/2=5,000円>③4,500円)

【計算例】第3子以降の場合

①預かり保育料 (利用者負担額)	②利用日数	③上限額 (450円×②)	④給付対象額 上限 16,300円 (①か③の低い方の額)
4,000円	10日	4,500円	4,000円 (①4,000円<③4,500円)
10,000円	20日	9,000円	9,000円 (①10,000円>③9,000円)

○請求時期 3か月ごとの償還払い（無償化同様のスケジュール）

○手続きに必要な書類

（1）多子世帯利用者負担軽減給付金請求書【様式第8号】（原本）

※必ず上記の様式を使用してください。

（2）多子世帯利用者負担軽減給付に係る領収書兼保育提供証明書（原本）

※（2）については、無償化の様式で交付いただいても問題ございません。

■本日の配布資料

○確認申請書

○新規利用者向け説明資料（平日8時間以上かつ年間200日以上預かり実施）

○新規利用者向け説明資料（平日8時間未満又は年間200日未満預かり実施）

○給付認定者向け周知文（平日8時間以上かつ年間200日以上預かり実施）

○領収証兼提供証明書

○市FAQ

○多子世帯給付金周知用チラシ

○多子世帯給付金申請書兼請求書

○多子世帯給付金領収書兼提供証明書（参考様式）

○多子世帯給付金FAQ

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年　月　日

(あて先) 千葉市長

申 請 者 所 在 地 _____

法 人 名
(または名称) _____ 印

代表者氏名 _____

園 名 _____

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2に基づき以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <input type="checkbox"/> 法人以外 <div style="flex-grow: 1;"></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="flex-grow: 1;"> <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体 </div>) </div>			
設置者・事業者名※				
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒 — TEL : — — メールアドレス :			
代表者	職名	フリガナ		
	住所	生年 月日	年　月　日	

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

2. 施設・事業に関する事項

施設・事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 預かり保育事業（在園児を対象）		
事業開始（予定）年月日	年　月　日		

(添付書類)

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

(別紙3 預かり保育事業)

1. 事業所に関する事項

園の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園	
事業の種別	<input type="checkbox"/> 私学助成（預かり保育推進事業） <input type="checkbox"/> 地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ） <input type="checkbox"/> 公的支援を受けていない自主事業	
園名		
園の所在地	〒 — TEL : — — — メールアドレス :	
園理者	職名	フリガナ
	住所	氏名 生年月日 昭和 平成 年 月 日

2. 運営に関する事項

預かり保育事業の利用児童数及び職員配置（申請日時点）

		預かり保育 利用児童数	職員の 配置基準	配置職員数		(参考) 基準に基づく 配置職員数		(参考) 在籍園児数
				うち 有資格者 数		うち 有資格者 数		
平日 (登園前)	3歳児（満3歳児を含む）		20：1	—	—	—	—	人
	4・5歳児		30：1	—	—	—	—	人
	合計							人
平日 (降園後)	3歳児（満3歳児を含む）		20：1	—	—	—	—	人
	4・5歳児		30：1	—	—	—	—	人
	合計							人
長期 休業中	3歳児（満3歳児を含む）		20：1	—	—	—	—	人
	4・5歳児		30：1	—	—	—	—	人
	合計							人
休日	3歳児（満3歳児を含む）		20：1	—	—	—	—	人
	4・5歳児		30：1	—	—	—	—	人
	合計							人

※配置職員数には、預かり保育事業に従事している間、専ら当該事業に従事している人数を記入してください（教育課程担当職員による対応可）。

※有資格者数は、幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士の人数を記入してください。

3. 事業の実施状況

(1) 預かり保育事業の実施時間

曜日	登園前		教育課程時間		降園後
	平日	～	～	～	
		～	～	～	～
		～	～	～	～
		～	～	～	～

曜日	預かり時間		休日※	預かり時間	
	長期休業日	～		休日	～
		～			～
		～			～
		～			～

※土曜・日曜・祝祭日

(2) 預かり保育事業の年間実施日数

	平日	長期休業日	休日	合計
年間実施日数				

(3) 食事・おやつの提供の有無等

- 食事・おやつの提供の有無 有 無
 → (提供有の場合) 加熱、保存等の調理機能を有する設備の必要性の有無 有 無
 → (必要性有の場合) 加熱、保存等の調理機能を有する設備の有無 有 無

4. 利用料金

(1) 預かり保育事業の料金

	1時間	1回	月極	その他
平日				
長期休業中				
休日				

※年齢や時間帯等により料金が異なる場合には、最大の額を記入してください。

※食事代及びおやつ代を預かり保育の料金と一体的に保護者から徴収している場合には、それを除いた金額を記入してください。

(2) 食事代及びおやつ代

	1回	月極
食事代		
おやつ代		

5. 設備・面積

部屋の名称	保育室ごとの受入れ人数等	預かり保育実施保育室面積
	人 × 1.98 m ² = m ²	m ²
	人 × 1.98 m ² = m ²	m ²
	人 × 1.98 m ² = m ²	m ²

(添付書類)

- 認定こども園…認定こども園法第17条第1項の規定による認可又は認定こども園法第3条第1項若しくは第3項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し
幼稚園、特別支援学校…学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し
- 料金表及び利用案内・パンフレット
- 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿（職員の氏名及び資格・研修修了の有無がわかるもの）
- 園の図面（預かり保育の実施場所を明示したもの）

(あて先) 千葉市長

誓約書

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の10第2項に規定する
申請をすることができない者に該当しないことを、誓約します。

年　　月　　日

住所

法人名

代表者職氏名

印

園名

幼児教育・保育の無償化について（預かり保育）

手続

園が「平日8時間以上かつ年間200日以上預かり実施」の場合の保護者案内資料

保育料（預かり保育以外）について、既に幼稚園及び認定こども園（1号）を利用されている方は新たな手續は不要ですが、「預かり保育」の無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定（就労等の要件あり）」を受ける必要があります。**給付認定希望月の前月10日前までに**園が所在する区の子ども家庭課に認定申請書等をご提出ください（郵送又は持参）。

様式は以下のURLからダウンロードしていただきか、各園又は区こども家庭課でお受け取りください。

URL：<http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/musyoukasikyuunintei.html>



※預かり保育には定員があります。定員を超える利用申し込みがあった場合は、預かり保育を利用できない場合もございますので、利用される際は各園に事前にご相談ください。

保育料（預かり保育以外）

【新たな手續は不要】

基本的な利用者負担額は無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・上記保育料（預かり保育以外）とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担。

ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食（おかず・おやつ等）の費用が免除（副食費のみの取り扱い。預かり保育は免除の対象外）。

預かり保育料

【無償化の対象となるには上記手續が必要】

月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）

（算定のイメージ）

①利用料			③上限額 (450円×②)	④無償化対象額 (①か③どちらか少ない額)	⑤実質負担額 (①-④)
	②利用日数				
4,000円	10日		4,500円	4,000円	0円
10,000円	20日		9,000円	9,000円	1,000円

※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1万6,300円が上限）

【保育の必要性の認定手続きに関する問い合わせ先・提出先】

中央保健福祉センター こども家庭課 〒260-8511 中央区中央4-5-1 ☎043(221)2172	花見川保健福祉センター こども家庭課 〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 ☎043(275)6421	稻毛保健福祉センター こども家庭課 〒263-8550 稲毛区穴川14-12-4 ☎043(284)6137	若葉保健福祉センター こども家庭課 〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 ☎043(233)8150	緑保健福祉センター こども家庭課 〒266-8550 緑区鎌取町226-1 ☎043(292)8137	美浜保健福祉センター こども家庭課 〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 ☎043(270)3150
--	--	--	---	---	---

【無償化の給付に関する問い合わせ先】

幼保運営課 助成第二班 ☎ 043-245-5735

幼児教育・保育の無償化について（預かり保育）

手続

園が「平日8時間未満又は年間200日未満預かり実施」の場合の保護者案内資料

保育料（預かり保育以外）について、既に幼稚園及び認定こども園（1号）を利用されている方は新たな手続は不要ですが、「預かり保育」の無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定（就労等の要件あり）」を受ける必要があります。

給付認定希望月の前月10日までに

園が所在する区の子ども家庭課に認定申請書等をご提出ください（郵送又は持参）。

様式は以下のURLからダウンロードしていただきか、各園又は区こども家庭課でお受け取りください。

URL : <http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/musyoukasikyuunitei.html>



※預かり保育には定員があります。定員を超える利用申し込みがあった場合は、預かり保育を利用できない場合もございますので、利用される際は各園に事前にご相談ください。

保育料（預かり保育以外）

【新たな手続は不要】

基本的な利用者負担額は無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・上記保育料（預かり保育以外）とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担。

ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食（おかげ・おやつ等）の費用が免除（副食費のみの取り扱い。預かり保育は免除の対象外）。

預かり保育料

【無償化の対象となるには上記手続が必要】

月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）

(算定のイメージ)

①利用料	②利用日数	③上限額 (450円×②)	④無償化対象額 (①か③どちらか少ない額)	⑤実質負担額 (①-④)
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
10,000円	20日	9,000円	9,000円	1,000円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1万6,300円が上限）

※ 預かり保育の実施時間等が少ない（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万1,300円又は16,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

【保育の必要性の認定手続きに関する問い合わせ先・提出先】

中央保健福祉センター こども家庭課 〒260-8511 中央区中央4-5-1 ☎043(221)2172	花見川保健福祉センター こども家庭課 〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 ☎043(275)6421	稲毛保健福祉センター こども家庭課 〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 ☎043(284)6137	若葉保健福祉センター こども家庭課 〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 ☎043(233)8150	緑保健福祉センター こども家庭課 〒266-8550 緑区鎌取町226-1 ☎043(292)8137	美浜保健福祉センター こども家庭課 〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 ☎043(270)3150
--	--	---	---	---	---

【無償化の給付に関する問い合わせ先】

幼保運営課 助成第二班 ☎ 043-245-5735

○保育の必要性の認定（給付認定）

令和元年10月から実施される「幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）」では、保育の必要性の認定を受けた児童が対象となるため、事前にお住まいの市区町村で給付認定を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件は、以下をご覧ください。

手順1

保育の必要性の認定
(必要書類を提出)

手順2

預かり保育料を
園に支払い

手順3

預かり保育料の償還
を千葉市へ請求
(園経由)

手順4

千葉市から保護者
口座に支払い
(3か月ごと)

※ この案内では手順1の手続きについてお知らせしています。手順2以降の手続きについては別途ご案内します。

1 保育の必要性の認定（給付認定）の対象となる方

保護者全員が、何らかの事情で保育することが困難な状況にある児童です。申請にあたっては、千葉市内に住民登録があり、かつ、居住していることが条件となります。

△保育することが困難な状況と認定期間

事由	要件	認定期間
1. 就労	1か月において、月64時間以上労働している場合 ※休憩時間を含めて計算します。なお、通勤時間は除きます。	左の状態が継続すると見込まれる期間
2. 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もない場合	出産予定月とその前後2か月の計5か月
3. 保護者の疾病・障害	病気やけが、あるいは心身に障害がある場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
4. 同居親族等の介護・看護	その児童の家庭又は家庭外において、病気や心身に障害のある親族があり、長期にわたってその介護・看護にあたる場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
5. 災害復旧	火災や風水害、地震などの災害により家屋を失つたり破損したりして、その復旧に当たる場合	災害復旧が完了すると見込まれる期間
6. 求職中	求職活動を継続的に行っている場合	3か月（※1）
7. 就学・職業訓練	学校等に在学又は職業訓練を受けている場合	卒業予定日又は修了予定日が属する月の月末まで
8. 育児休業中（※2）	申請日時点で育児休業を取得している方で、申請日以前から継続して月64時間以上園等を利用している場合	育児休業取得対象児が満1歳になる月の月末まで（又は育児休業取得対象児が満1歳になる月よりも前に育児休業が終了する場合には、終了日が属する月の月末まで） 例：4月1日が誕生日の児童 ⇒ 満1歳になるのは3月31日 ⇒ 利用期限は3月末まで

※1 認定開始月の翌々月の末日時点で一定時間以上の就労をしていない等、保育の必要性を確認できない場合、認定期間が終了となります。

※2 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）の記載方法について

申請書裏面の「保育を必要とする事由」の父母それぞれの保育必要事由項目が記載された欄において、育児休業を取得中の保護者について、「その他」にチェックし、その括弧内に「育児休業中」とご記載ください。

【記載例】母が育児休業中の場合

保育を必要とする事由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労（ <input type="checkbox"/> 単身赴任） <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 離婚調停 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 離婚調停 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ <u>育児休業中</u> ） <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 未婚 （ 年 月 日（頃）から） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中
	母	<input type="checkbox"/> 就労（ <input type="checkbox"/> 単身赴任） <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ <u>育児休業中</u> ） <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中
	ひとり親の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 未婚 (年 月 日（頃）から)
	生活保護法の適用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中

2 保育の必要性の認定（給付認定）に必要な書類

千葉市にお住まいの方について、申請には以下の書類が必要となります。必要な書類は、各家庭の状況によって異なります。

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 保育の必要性を確認するための書類（1）
(法30条の4第2号又は第3号) その他状況に応じて必要な書類（2）

（1）保育の必要性を確認するための書類

当てはまるものをご提出ください。

△事由ごとの必要書類

事由	提出書類		備考
1. 就労	会社等に雇用されている方	就労（内定）証明書（★）	雇用主の証明を受けてください
	自営業	自営業等就労（内定）証明書（★）及び右記のうちどちらか一つの写し	・自営を証明するもの（営業許可証・開業届等） ・収入を証するもの（前年分の確定申告書等）
2. 妊娠・出産	母子手帳の写し（出産予定児童のもの）		母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページ
3. 保護者の疾病・障害	疾病の方	診断書	保育が困難である旨の記載があるもの
	障害の方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	該当するもの 氏名、障害名及び障害等級がわかるページ
4. 同居親族等の介護・看護	介護・看護を受ける方の診断書及び介護・看護計画書等		診断書…介護・看護が必要である旨を要記載 介護・看護計画書等…従事時間がわかるもの
5. 災害復旧	り災証明書		
6. 求職中			子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書の「保育を必要とする事由」欄の求職活動に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。なお、求職中の取扱いは、国が検討中であり、今後変更される可能性があります。
7. 就学・職業訓練	在学証明書（又は学生証の写し）及び時間割表（自作でも可）		翌3月に卒業予定の方は4月以降の証明書類も提出してください。
8. 育児休業中	就労（内定）証明書及び在園証明または利用契約書等		就労（内定）証明書は、育児休業取得期間の明記が必要です。 併せて、申請日以前から継続利用していることを証するものを添付してください。

1、4、7の事由については、月64時間以上の従事時間が最低条件として必要となります。

★ 千葉市所定の様式があります。千葉市のホームページよりダウンロードするか、各園にて入手してご利用ください。

なお、保護者記入欄以外は勤務先から証明していただくもので、保護者の方が自筆で書き加えたものについては無効となります。

(2) その他状況に応じて必要な書類 ▽保護者の状況に応じて、以下の書類が必要な場合があります

提出該当事由	提出書類	備考
ひとり親家庭や保護者が離婚調停中等で別居状態	児童扶養手当証書、戸籍謄本又は遺族年金証書の写し	
保護者の内に海外在住者がいる場合	パスポートの写し	

3 保育の必要性の認定（給付認定）の申請方法

千葉市にお住まいの方について、申請方法は以下のとおりとなります。審査の結果については、後日、区こども家庭課から申請者へ通知します。

申請書の提出先	提出期限	備考
利用する施設が所在する各区のこども家庭課 (郵送又は持参)	給付認定希望日の前月10日まで (10日が土・日、祝日の場合は翌開庁日まで)	審査結果の通知が届きましたら、利用する施設にご提示ください。

4 現況届について

給付認定を受けた方は、年に1度、「現況届」の提出が必要となります。現況届に必要な書類は別途ご案内します。

<みなし認定について>

保育所利用の申込等で、子どものための教育・保育給付の支給認定証（2号又は3号）の交付を受けた方で、かつ有効期間が失効していない方については、給付認定に係る申請が不要となる場合があります。ご不明な点は幼保運営課または各区こども家庭課へご相談ください。

<注意事項>

給付認定後に家庭の状況に変化があった場合は、変更手続きが必要となりますので、各区こども家庭課（又はお住まいの市区町村）へ変更届及び必要書類の提出等をお願いいたします。

なお、詳細については、幼保運営課または各区こども家庭課へご確認ください。

各区こども家庭課問い合わせ先・提出先

中央保健福祉センター こども家庭課	花見川保健福祉センター こども家庭課	稻毛保健福祉センター こども家庭課	若葉保健福祉センター こども家庭課	緑保健福祉センター こども家庭課	美浜保健福祉センター こども家庭課
〒260-8511 中央区中央4-5-1 ☎043(221)2172	〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 ☎043(275)6421	〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 ☎043(284)6137	〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 ☎043(233)8150	〒266-8550 緑区鎌取町226-1 ☎043(292)8137	〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 ☎043(270)3150

幼児教育・保育の無償化における 給付認定後の手続きについて

手続

園が「平日8時間以上かつ年間200日以上預かり実施」の場合の保護者案内資料

- ① 「施設等利用給付認定通知書」がご自宅に届きましたら、速やかに利用する園にご提示ください。
- ② 保育料を支払った後、利用する園から「領収証兼提供証明書（写）」が交付されますので、大切に保管ください（交付される時期は園によって異なります。）。「領収証兼提供証明書（原本）」については、利用する園の保管となります。
- ③ 以下に記載する「請求していただく月（1月、4月、7月、10月）」になりましたら、「請求書」を請求していただく月の　　日までに利用する園にご提出ください。
※請求書の様式は利用する園を通して後日配布いたします。
※締切日を過ぎた場合、支払いが次回分（3か月後）となることがあります。

請求時期（3か月ごとの償還払い）

①	請求の対象となる月	10月～12月分	1月～3月分	4月～6月分	7月～9月分
②	請求していただく月	1月	4月	7月	10月
③	千葉市からお支払とする月 ※	3月	6月	9月	12月

※ 各月の月末のお支払いとなります。

問い合わせ先：

【保育の必要性の認定手続きに関するこ】

千葉市保健福祉センターこども家庭課

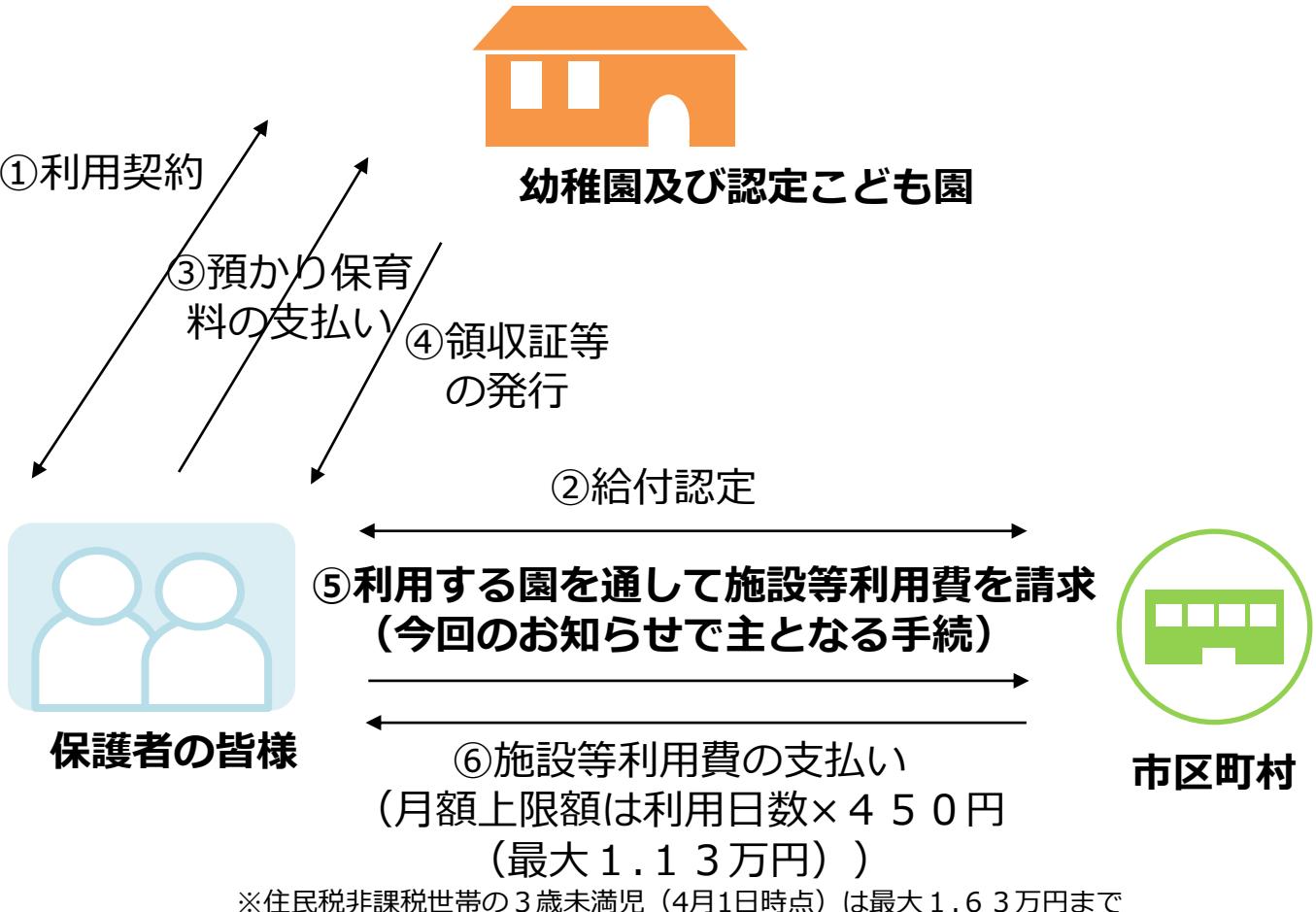
中 央 ☎221-2172 花見川 ☎275-6421 稲 毛 ☎284-6137

若 葉 ☎233-8150 緑 ☎292-8137 美 浜 ☎270-3150

【無償化の給付について】

千葉市幼保運営課 ☎ 043-245-5735

[基本的な手続きのイメージ]



※住民税非課税世帯の3歳未満児（4月1日時点）は最大1.63万円まで

※無償化の対象は預かり保育料です。おやつ代などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

※保育の必要性の認定を受けていない場合、まずは申請が必要となります。給付認定希望日の前月10日までに申請をお願いいたします。

※給付認定後に家庭の状況に変化があった場合は、施設が所在する区のこども家庭課へ変更届及び必要書類の提出が必要となります。

【まとめ：無償化に必要な手続き】

①利用する園の預かり保育が無償化の対象となるかを確認する
(市HPに掲載。右記QRコードからページに移動できます。)。

②事前に利用する園に預かり保育の利用について相談の上、
給付認定を区のこども家庭課で受け、届いた通知を
利用する園へ提示する。

③請求書を、利用する園に提出していただく。

※月額上限額は利用日数×450円（最大1.13万円（住民税非課税世帯の3歳未満児（4月1日時点）は月額1.63万円まで））となります。



幼児教育・保育の無償化における 給付認定後の手続きについて

手続

園が「平日8時間未満又は年間200日未満預かり実施」の場合の保護者案内資料

- ① 「施設等利用給付認定通知書」がご自宅に届きましたら、速やかに利用する園にご提示ください。
- ② 保育料を支払った後、利用する園から「領収証兼提供証明書（写）」が交付されますので、大切に保管ください（交付される時期は園によって異なります。）。「領収証兼提供証明書（原本）」については、利用する園の保管となります。
- ③ 以下に記載する「請求していただく月（1月、4月、7月、10月）」になりましたら、「請求書」を請求していただく月の　　日までに利用する園にご提出ください。
※請求書の様式は利用する園を通して後日配布いたします。
※締切日を過ぎた場合、支払いが次回分（3か月後）となることがあります。

請求時期（3か月ごとの償還払い）

①	請求の対象となる月	10月～12月分	1月～3月分	4月～6月分	7月～9月分
②	請求していただく月	1月	4月	7月	10月
③	千葉市からお支払とする月 ※	3月	6月	9月	12月

※ 各月の月末のお支払いとなります。

問い合わせ先：

【保育の必要性の認定手続きに関するこ】

千葉市保健福祉センターこども家庭課

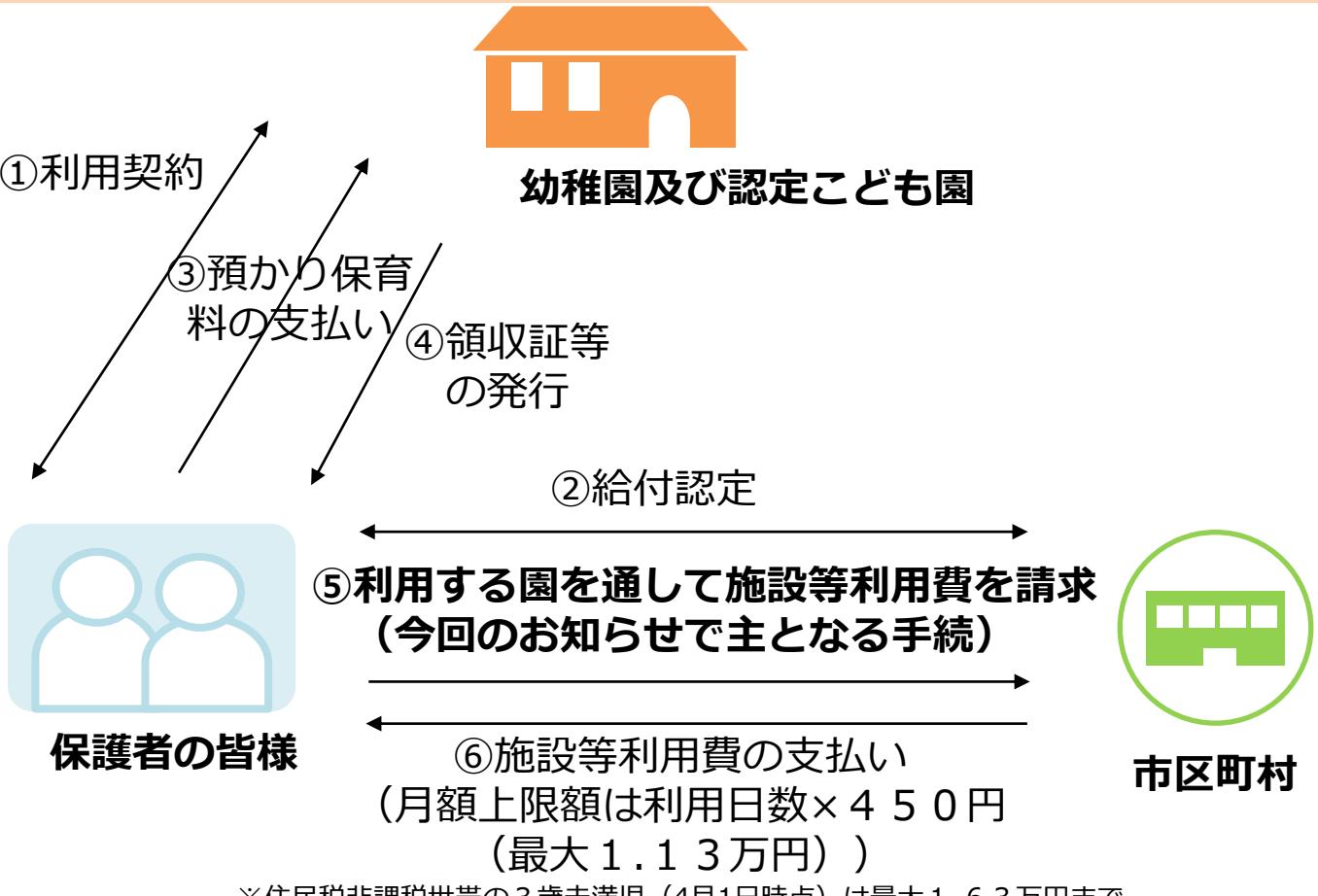
中 央 ☎221-2172 花見川 ☎275-6421 稲 毛 ☎284-6137

若 葉 ☎233-8150 緑 ☎292-8137 美 浜 ☎270-3150

【無償化の給付について】

千葉市幼保運営課 ☎ 043-245-5735

【基本的な手続きのイメージ】



※住民税非課税世帯の3歳未満児（4月1日時点）は最大1.63万円まで

※無償化の対象は預かり保育料です。おやつ代などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

※保育の必要性の認定を受けていない場合、まずは申請が必要となります。給付認定希望日の前月10日までに申請をお願いいたします。

※給付認定後に家庭の状況に変化があった場合は、施設が所在する区のこども家庭課へ変更届及び必要書類の提出が必要となります。

【まとめ：無償化に必要な手続き】

- ①利用する園の預かり保育が無償化の対象となるかを確認する
(市HPに掲載。右記QRコードからページに移動できます。)。
- ②事前に利用する園に預かり保育の利用について相談の上、
給付認定を区のこども家庭課で受け、届いた通知を
利用する園へ提示する。
- ③請求書を、利用する園に提出していただく。



※月額上限額は利用日数×450円（最大1.13万円（住民税非課税世帯の3歳未満児（4月1日時点）は月額1.63万円まで））となります。

※預かり保育の実施時間等が少ない（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合は、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります（月額1.13万円又は1.63万円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）。

(参考様式)

年 月 日

特定子ども・子育て支援に係る領収証兼提供証明書

預かり保育事業 認可外保育施設 一時預かり事業

納入者（保護者） 様
認定こども氏名

設置者名称

主たる事務所の所在地

代表者職氏名

印

園・事業所の名称

1 領収金額

	領収金額 ①=②+③	【特定子ども・子育て支援利用料 の内訳】② ・当該月分の利用料(保育料)	【特定子ども・子育て支援利用 料以外の領収金額】③ ・おやつ代等として
令和 年 月 分	円	円	円
令和 年 月 分	円	円	円
令和 年 月 分	円	円	円

※特定子ども・子育て支援利用料（無償化対象経費）の領収金額は上記②の金額である。

2 特定子ども・子育て支援に係る提供内容

	提供した日（提供日数）	提供時間帯※
令和 年 月 分	/ ~ / (日)	: ~ :
令和 年 月 分	/ ~ / (日)	: ~ :
令和 年 月 分	/ ~ / (日)	: ~ :

※提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも可。

質問・回答 新制度移行幼稚園・認定こども園(預かり保育) 2019.9.5説明会 千葉市幼保運営課

No	項目	資料	質問	回答
1	領収証兼提供証明書	P39	幼稚園では、領収証兼提供証明書は毎月提出と聞いているが、認定こども園においては毎月でも3か月毎でもどちらでも構わないのか。	私学助成幼稚園における保育料については、毎月の提出となります(現物給付)。一方預かり保育については、私学助成幼稚園、認定こども園に関わらず毎月の提出でも、3か月毎の提出でも構いません。 ※説明会時は後日回答とさせていただきましたが、本回答を以て、回答に代えさせて頂きます。
2	保護者周知文	P35	給付認定者向けの保護者周知文(資料5)は、市から保護者に対し配布するのか、園から保護者に対し配布するのか。	園の皆様から保護者に対し配布していただく形となります。 9月末までに正式版をお送りいたします。
3	給食費	—	幼稚園給食から外部搬入をしているが、副食費の積算の根拠を千葉市に提出する必要はあるか。また、その根拠を精査されることはあるか。	確認監査において根拠を確認させていただきますが、一定程度の合理性があれば指摘事項とはしない予定です。
4	給食費	—	同じ業者から給食の搬入を受けても副食費の金額が異なることがあるということか。	副食費の金額については積算に一定の合理性があり、保護者に書面にて説明を行い、合意が得られれば問題ありません。 補足給付における金額や、公立保育所の金額等を参考に各園にて設定をお願いいたします。
5	給食費	—	副食費を仮に補足給付における金額を参考に225円とすると、おやつ代も含めて徴収していることもあり、赤字となってしまう。しかし、おやつ代(100円)も含めると325円(月額6,500円)となり、かなり高くなってしまう。どのように対応すればよいか。 (説明会後、個別質問)	副食費の金額については積算に一定の合理性があり、保護者に書面にて説明を行い、合意が得られれば問題ありません。 補足給付における金額や、公立保育所の金額等を参考に各園にて設定をお願いいたします。
6	プレ保育	P16	以下の形でプレ保育を実施しているが、認可外保育施設の届出の対象となるか。 ・9時～14時の週2回実施 ・2歳児のお子様を預かっている。 ・区切られた教室で、専属の職員が1名で実施している(保護者同席なし)。 (説明会後、個別質問)	週5日・1日4時間以上・年39週以上親と離れることを常態としていない場合は、保育の実態があるとは言えないため、以下の要件①～③を満たしていたとしても、認可外保育施設には当たらず、届出も不要です。 ①幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、 ②余裕教室や敷地内の別の建物など在園児と区分された専用のスペースで ③専従の職員による保育が実施されている
7	請求	P4	プリペイドカードで預かり保育の利用料を前払いしていただいているが、その場合の限度額の考え方。 (説明会後、個別質問)	前払いの形であっても、対象月における利用回数及び利用料の合計を踏まえ、限度額を計算することとなります。 例えば月に2日、以下のように利用した場合 ①1日目 200円 ②2日目 800円 合計 1000円…③(①+②) 上限額は450円×2日=900円…④ → 無償化の額は、900円(③と④の低い方) 自己負担は100円となります。 なお、回数券等により複数回分の利用料を事前に支払う場合であっても、月毎に、利用した回数分かかる利用料相当額と、利用日数に450円を乗じた額を比較して小さい額が無償化の給付額となります。この際、1回当たりの利用料金は、回数券等の料金を利用可能回数で除す(10円未満の端数は切り捨て。)ことにより算出してください。 ※幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2019年7月31日版】 No127
8	給食費	P27	リーフレット左下部分に、「ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食(おかず・おやつ等)の費用が免除。」とあるが、預かり保育も同様の扱いであると勘違いされる恐れがある。 「預かり保育は対象外」という趣旨の言葉を追記して欲しい。	リーフレットの正式版において、以下の下線部分を追記しております。 「ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食(おかず・おやつ等)の費用が免除(副食費のみの取り扱い。預かり保育は免除の対象外)。」

質問・回答 新制度移行幼稚園・認定こども園(預かり保育)【第2版】 2019.8.9 千葉市幼保運営課

No	項目	質問	回答	追加修正等
1	定員を超える申し込み	新2号の定員設定の考え方は。職員配置や利用希望人数の関係で、希望を受けきれない場合は断っても良いか。	各園が人員配置等を踏まえ設定する定員を超える預かり保育事業の利用申し込みがあった場合には、各園の判断で利用をお断りすることや、対象者を選定することは可能です。 (幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会別冊2 幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2019年5月30日版】(以下「FAQ」という。) No.126) ※説明会時は後日回答とさせていただきましたが、本回答を以て、回答に代えさせて頂きます。	
2	認可外保育施設等	施設としては平日8時間以上、年間200日以上の預かり保育事業を実施していますが、人材確保等の事情により、定員を超える利用希望を断つたり、利用者個別の利用日数を制限している場合は、認可外保育施設等の無償化対象要件に該当するか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とする際の要件は、全ての市区町村が簡便かつ客観的に判断可能なものである必要があることから、幼稚園が提供している預かり保育事業の開設時間や日数で判断することとしております。したがって、施設として平日8時間以上、年間200日以上の預かり保育事業を実施している場合には、個人の個別の保育ニーズが満たされていない場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。 <u>なお、預かり保育事業の長時間化・長期休業中の開所を十分な体制で実施できるよう、一時預かり事業(幼稚園型I)の単価の充実や加算の創設を行っています。各園の預かり保育事業が保護者の保育ニーズに応えたものとなるよう積極的な支援をして参ります。(FAQ No.125)</u> ※説明会時は後日回答とさせていただきましたが、本回答を以て、回答に代えさせて頂きます。	修正
3	確認申請	P11(別紙3 預かり保育事業)「2. 運営に関する事項」で、「預かり保育事業の利用児童数及び職員配置(申請日時点)」となっているが、いつ時点の人数を入力すれば良いのか。 また、1号児童の利用実数を入力するのか。	申請日の属する年度における標準的な利用児童数及び職員配置をご入力ください。 なお、曜日ごとに児童数が定まっている場合等はその旨をご記載(余白等)願います。 ※説明会時は後日回答とさせていただきましたが、本回答を以て、回答に代えさせて頂きます。	
4	保護者対応	保護者向け周知文(資料4-3)を一部修正して配布しても良いか。(説明会後、個別質問)	補足して説明することなどがあれば別紙を付けるなどして説明していただいて構いませんが、周知文の内容については原則そのままお願いします。やむを得ず内容を変更する場合は、周知文の趣旨が変わらない程度にしてください。また、周知内容を事前に確認させていただきたいため、幼保運営課に資料をデータで提出願います。	
5	保護者対応	保護者向け周知文(資料4-3)に、預かり保育の利用をお断りする可能性があることが書かれていません。(説明会後、個別質問)	第2版の保護者向け周知文を配布するなど工夫してまいります。可能であれば市政だよりでもお知らせします。	
6	保護者対応	英語・中国語版の保護者向け周知文(資料4-3)も作成してもらえないか。	検討いたします。 <u>7月9日に、保護者向け給付認定申請案内文(英語版、中国語版)を園へメールしました。</u> <u>①幼児教育の無償化 2019年10月からスタート (預かり保育の給付認定手続の案内)</u> <u>②保育の必要性の認定(給付認定)</u>	修正
7	保護者対応	不正受給と遡及適用の対応をご教示いただきたい。	不正受給:検討します。 遡及適用:遡及適用させることは難しいとは思いますが、後日お示しします。 ○支給認定 <u>教育・保育給付認定と同様に、施設等利用給付認定についても、特定子ども・子育て支援施設を利用する前の認定の申請を基本としていることから、施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設・事業を利用した日か認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。反対に、何らかの瑕疵により保育の必要性を認定した場合など、後日瑕疵により認定を取り消す場合は遡及して取り消す場合があるものと考えます。(国FAQ75)</u> ○請求 <u>過年度の利用分も請求可能です(時効は2年)。(国FAQ99)</u>	修正
8	保育認定	就労証明書の記入内容の確認(64時間以上勤務等)を園が行う必要があるか。	必要は無いです。	
9	保育認定	月によって64時間を超えたりしなかったりする場合、無償化の対象となるか。(説明会後、個別質問)	区こども家庭課へお問合せください。(区で詳細な就労状況を確認して対象となるか判断します。)	
10	保育認定	就労要件を満たし支給認定を受けた方が、途中で仕事を辞めた場合、無償化の対象となるか。	無償化の対象とはなりません。	

No	項目	質問	回答	追加修正等
11	保育認定	預かり保育を利用する方については、園独自で就労証明書を保護者から徴取しているが、それを新たな支給認定の添付書類(保育が困難なことを証明する書類)として良いのか(説明会後、個別質問)。	申請手続きに関しては、市で定めた様式を使用する必要があります。また、就労証明書の有効期間は原則、3か月以内とされています。保護者には証明を取り直す負担がありますが、無償化の対象となるために必要である旨ご説明してください。	
12	保育認定	昨年度、上の子が学童保育等、他の入所申請に伴い既に就労証明書を提出しているが、今回の預かり保育無償化に係る支給認定(新2号)について就労証明書は改めて必要か。	就労証明書の提出は必要です(有効期間が3か月であるため。)。	
13	保育認定	新2号となる人が、施設側からすると誰かわからない。	本人の申告を元に確認していただき、支給認定申請書及び就労証明書をお渡しください。	
14	保育認定	就労証明書及び支給認定申請書が不足した場合は、コピーで対応しても問題ないか。	問題ないです。	
15	市外在住者	他市のお子さんへの対応は(説明会後、個別質問)	在住している市の方針に従って頂きたいと思います。	
16	市外在住者	在園児に千葉市外居住者がいるが、申請手続き等は千葉市と同じ流れになるのか。(説明会後、個別質問)	新たな支給認定は、申請者が居住する自治体が行います。自治体により申請手続き等は異なる可能性があるため、園または保護者から直接該当自治体に確認してください。	
17	市外在住者	他市在住の子どもで、1号認定で預かり保育を利用している。本日配布された保護者向け周知文(資料4-3)を配布してよいか。(説明会後、個別質問)	現行の1号認定も居住する自治体が行っており、無償化のための新たな支給認定(新2号認定)も居住する自治体が行うことになります。認定のための申請様式や手続きの流れは各自治体で異なる可能性があるため、園または保護者から居住する自治体に直接確認してください。	
18	請求	請求書等の提出を保護者が怠った場合、園はどこまで対応すれば良いか。	別途説明会等の機会を設けご説明差し上げます。	
19	請求	食材料費を預かり保育料と一緒に徴収している場合、どのように対応すればよいか。(説明会後、個別質問)	今般の幼児教育・保育の無償化では、全ての施設・事業に係る給付を通じて、食材料費・日用品費等(特定費用)については、無償化の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)には含めることはできないため、特定子ども・子育て支援利用料と特定費用は切り分けて額を設定していく必要があります。したがって、食材料費等の特定費用は特定子ども・子育て支援利用料とは別途徴収することが基本となると考えられますが、保護者に対して発行し、施設等利用料の根拠資料となる領収証において両費用を確実に区分して記載することを前提に、保護者からは両費用を一体化して徴収することも可能です。なお、保育料とは別途徴収する場合、給食費は消費税が課税されることに留意ください。(FAQ No.177)	
20	請求	預かり保育の無償化の額は、日ごとに利用料と基準額(1日450円)を比較して、それらを1か月分合計して計算するのか。それとも、1か月分の利用料を合計し、基準額(日数×450円)と比較して計算するのか。	1か月分の利用料を合計し、基準額(日数×450円)と比較して計算します。 例えば月に2日、以下のように利用した場合 ①1日目 200円、②2日目 800円 合計 1000円…③ 上限額は450円×2日=900円…④ 無償化の額は、900円(③と④の低い方) 自己負担は100円となります。	追加
21	預かり保育、一時預かり領収証	預かり保育の領収書提出の際、保育料を口座振り込みで徴収していた場合、通帳の写しや振り込まれた通知等で領収書の代わりとならないか。	現在国から領収書の定義の明確な定めが示されておりません。 国からの明確な定めが示されましたら、別途ご連絡いたします。	
22	その他	代理受領も考えているか。	現時点では考えていませんが、実務的な課題を精査しながら検討してまいります。 ※下線部分は説明会時における回答に追記をしている部分となります。	
23	保育認定	「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」の「申請に係る子どもの支給認定状況」欄の記入方法 1号認定を受けている人は、「過去に認定を受けている」「認定を受けたことはない」のどちらにチェックを入れたら良いか。	1号認定を受けて入園されている方については、「過去に認定を受けている」にチェックをつけていただくようご説明ください。	

No	項目	質問	回答	追加修正等
24	保育認定	保護者の世帯状況は様々で、保育認定される可能性があるかと問われることがある。そのような場合にはどのように対応したらよいか。	保育の必要性の認定の詳細についてご不明な点がある場合は、実際に審査を行う区こども家庭課にまずご相談いただくようご説明ください。 区こども家庭課が、保護者世帯の状況をお聞きしながら申請にあたっての必要書類等をご案内いたします。	
25	保育認定	本日保護者向け説明会を行ったが、保護者が求職中の場合、書類等をどう案内すればよいか。	求職中の方については、申請書裏面の保育を必要とする事由欄にある「求職中」にチェックをいただくのみで構いません(他に必要書類はありません)。 なお、求職中の扱いについては、現在国が検討中です。本市においては、国の動向や他市の状況等を確認しながら随時対応していく予定であり、申請手続きが変更となる場合は、その旨別途お知らせいたします。	
26	保育認定	園としては1号として預かっているが、認定は2号というケースこの場合、預かり保育部分は無償となるか。	実際に1号としてご利用いただいている児童は、2号を併願申請していたとしても、最終的には1号の支給認定証を交付しています。そのため、預かり保育を利用する場合に無償化対象となるためには新2号認定の申請が必要です。	追加
27	必要職員数	ある時間帯における児童数が以下の場合の必要職員数は。 ①通常保育の1・2歳児が3人、4・5歳児が4人 ②預かり保育の3歳児が5人、4・5歳児が5人	①通常保育 1・2歳児 $3 \div 5 = 0.6$ 、4・5歳児 $4 \div 30 = 0.1$ (それぞれ小数第2位切捨) $0.6+0.1=0.7$ (小数第1位四捨五入) →1.4以下の場合でも最低2人は必要なので、必要職員数2人 ②預かり保育 3歳児 $5 \div 20 = 0.2$ 、4・5歳児 $5 \div 30 = 0.1$ (それぞれ小数第2位切捨) $0.2+0.1=0.3$ (小数第1位四捨五入) →1.4以下の場合でも最低2人は必要だが、事務室などに、いつでも支援ができる職員(通常保育の職員を除く)がいる場合には1人で可(支援できる職員がない場合は2人) ①と②を合わせ、3人必要となります。(支援できる職員がない場合は4人) ※同じ部屋で①、②の児童を保育している場合も同様です。	追加

元文科初第822号
府子本第547号
令和元年10月2日

各都道府県教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属幼稚園、小学校及び特別支援学校
を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部における
預かり保育の質の向上について（通知）

幼稚園や認定こども園等において、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の範囲外に希望する在籍園児を対象に行う教育活動（以下「預かり保育」という。）については、平成12年から施行された幼稚園教育要領において初めて位置付けられ、近年においては多くの園にその実施に取り組んでいただいていること、幼稚園や認定こども園等に在籍する幼児の保育需要の充足に大きな役割を果たしています。

こうした状況も踏まえ、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子子法」という。）に基づき令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化においては、幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）において実施される預かり保育についても、保育の必要性が認められる者に限り無償化の対象事業とされているところです（子子法第7条第10項第5号）。

無償化の対象として子子法第30条の11の確認を受けて実施する特定子ども・子育て支援施設等である預かり保育については、運営費補助の種類や有無にかかわらず、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第6号）による改正後の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「子子法施行規則」という。）第1条の2に定める基準を満たして実施していただくこととなります。近年の預かり保育に対する社会

的要請の高さに鑑みれば、同基準を満たすことはもちろん、一層の質の向上を図っていくことが重要です。

これまでも、幼稚園教育要領等において、適切な責任体制と指導体制を整備した上で行うようにすることなど、預かり保育の実施上の留意点をお示ししてきたところであり、幼稚園・認定こども園の設置者及び所轄庁におかれては適切に指導監督をしていただいているところですが、今般、更に具体的に預かり保育の指導監督を行う際の留意事項を下記の通り取りまとめましたので、本通知に基づいて預かり保育の一層の質の向上が図られるよう各幼稚園等の指導監督をよろしくお願ひいたします。

なお、特別支援学校幼稚部において教育課程に係る教育時間の範囲外に在籍園児に対して教育活動を行う場合も考えられ、その場合も同様の取扱となりますので、御留意願います。

都道府県教育委員会におかれては域内の市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会及び所轄の特別支援学校幼稚部に対し、都道府県知事におかれては域内の市町村長及び所轄の幼稚園等に対し、各国立大学法人学長におかれては管下の附属幼稚園及び特別支援学校幼稚部に対して、この通知の趣旨を十分周知されるようお願ひいたします。

記

1 預かり保育の実施体制について

幼稚園等の預かり保育については、下記の実施体制・設備等により実施していただきたいこと。うち、(1)～(4)については子子法第30条の11に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認を受け、無償化の対象となる預かり保育が遵守すべき基準として子子法施行規則第1条の2に定められているものであり、特定子ども・子育て支援施設等としての確認を受けた幼稚園等は必ず満たすとともに、預かり保育を実施するその他の幼稚園等についても満たすことが望ましいこと。(5)～(6)については本通知に基づく基準であり、幼稚園等における預かり保育の質の向上のため、預かり保育を実施する全ての幼稚園等が満たすことが望ましいこと。

(1) 次に掲げる幼児の年齢及び人数に応じて預かった幼児の処遇を行う職員を置くこととし、そのうち3分の1以上は保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある幼稚園等にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。)又は幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状をいう。)を有する者(以下「有資格者」という。)であること。ただし、当該職員の数は、2人を下ることはできないこと。

- ア 3歳児 幼児概ね20人につき保育に従事する者1人
- イ 4歳児・5歳児 幼児概ね30人につき保育に従事する者1人

(2) (1)に規定する職員は、専ら預かり保育に従事するものでなければならないこと。ただし、預かり保育を行うに当たって当該幼稚園等の職員（有資格者に限る。）による支援を受けることができるときは、有資格者1名で処遇ができる幼児数の範囲内において、専ら当該事業に従事する職員を1人とすることができること。なお、「専ら預かり保育に従事する」とは、預かり保育の実施時間中において預かり保育に専従することを意味し、教育課程に係る教育時間等に教育・保育に従事することを妨げるものではないこと。

(3) 教育・保育の内容については、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じたものとすること。

- ア 幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼稚園教育要領
- イ 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領
- ウ 特別支援学校 特別支援学校幼稚部教育要領

(4) 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

(5) 幼児の処遇を行う職員のうち、(1)に基づき配置する有資格者以外の職員については、次に掲げる者であること。

- ア 小学校教諭普通免許状所有者
- イ 養護教諭普通免許状所有者
- ウ 幼稚園教諭教職課程又は保育士課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者
- エ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）
- オ 市町村長等が行う研修を修了した者（※）

(※) 「市町村長等が行う研修を修了した者」とは、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者又は子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児

発 1030 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修を修了した者(令和 2 年 3 月 31 日までの間に修了した者に限る)をいう。

(6) 預かり保育を実施する保育室の面積は、幼児 1 人当たり 1.98 m^2 以上であること。

2 預かり保育の実施状況の共有等について

所轄する幼稚園等が「1 預かり保育の実施体制について」に定める(1)～(6)の各項目を充足しているかどうかを判断するに当たっては、所轄庁による通常の指導・監督の過程において確認する方法のほか、当該幼稚園等が所在する市区町村から、子子法第 30 条の 11 に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認を行う際に受け付けた確認申請書類に含まれる預かり保育の実施状況に係る書類の共有を受けることにより確認する方法が考えられること。

また、都道府県において、所轄する幼稚園等であって子子法第 30 条の 11 に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けたものが、1(1)～(4)の基準を満たさない状況を把握した場合は、当該幼稚園等が所在する市区町村にも情報を共有するとともに、都道府県と市区町村が協力して当該幼稚園等に対して基準を満たすように適切に指導を行っていただきたいこと。

3 預かり保育の運営支援の充実について

今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、預かり保育の利用に係る需要が高まることが想定され、各園が預かり保育の体制を充実できるように支援していくことは重要であり、国としても一時預かり事業(幼稚園型 I)や私学助成における預かり保育推進事業の充実を図っているところであるが、各都道府県・市区町村においてもこれらの事業を積極的に活用し、幼稚園等における預かり保育の支援の充実に努めていただきたいこと。

【担当】

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL (03)5253-4111(内線 2374)

FAX (03)6734-3736

E-mail youji-jinzai@mext.go.jp

【千葉市にお住まいの方へ】

令和7年9月から認可外保育施設や幼稚園等の預かり保育の多子世帯支援制度を開始します。

新たに開始する制度の内容（千葉市多子世帯の利用者負担軽減給付金事業）

認可外保育施設や幼稚園等の預かり保育における多子世帯の保育料について、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、令和7年9月から、きょうだいの年齢などに関わらず、

第2子以降の保育料を助成します。

※軽減の対象は保育料です。送迎費、給食費、行事費、入園料などは、これまでどおり保護者の負担となります。

対象者　※次の要件をすべて満たすお子さん（一部の要件は保護者に関することとなります。）

- 千葉市に在住している
- 対象施設の0～2歳児クラスに在籍している（幼稚園・認定こども園の場合は、満3歳児クラス）
- 世帯の第2子以降である
- 保護者全員に保育の必要性（就労・疾病など、家庭での保育が困難な事由）がある
- 住民税課税世帯である

※住民税非課税世帯は「子育てのための施設等利用給付」の対象となりますので、本補助は対象外です。

- 保育所（園）、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業）を利用していないこと

※複数施設をご利用の場合は、対象となるか問い合わせ先までご連絡ください。

対象施設

- 対象となる施設は、「幼児教育・保育の無償化」制度における無償化対象施設です。

※企業主導型保育施設も含みます。

※市外の施設を利用されている場合は、施設が所在する自治体のホームページ等でご確認ください。

※病児・病後児保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業は対象外です。

- 幼稚園、認定こども園、認可外保育施設

市内の対象施設は、右の二次元バーコードで確認できます。



- 企業主導型保育施設

市内の対象施設は、右の二次元バーコードで確認できます。



月額助成上限額

	第2子 ※1	第3子以降 ※3
幼稚園・認定こども園の預かり保育 (満3歳児クラス)	8,150円 ※2	16,300円 ※4
認可外保育施設 (0～2歳児クラス)	21,000円	42,000円
企業主導型保育施設 (0～2歳児クラス)	18,550円(0歳) 18,500円(1,2歳)	37,100円(0歳) 37,000円(1,2歳)

※1 保育料の半額と比較して
低い方の額

※2 利用日数×225円と比較して
低い方の額

※3 保育料と比較して低い方の額

※4 利用日数×450円と比較して
低い方の額

助成金の手続きについては裏面をご覧ください



千葉開府900年

千の葉に 時を刻んで 900年

助成金の支給を受けるまでの流れ

● STEP 1：認定申込み

保育施設を利用する前に、右記の必要書類を、利用施設のある区の保健福祉センターこども家庭課へご提出ください。

※認定申込書の提出日より前に遡って認定することはできません。

※状況に応じて、別途、書類の提出を求める場合があります。

● STEP 2：施設の利用及び保育料の支払い

利用前に、認定通知及び領収書兼保育提供証明書の様式を、施設へご提示ください。

利用後、保育料をお支払いのうえ、利用施設から、領収書兼保育提供証明書を受け取ります。

● STEP 3：給付金の請求

右記の必要書類を、幼保運営課へご提出ください。

窓口での提出をご希望の場合、区の保健福祉センターこども家庭課でも受付可能です。

● 必要書類【認定申込み】

・多子世帯利用者負担軽減給付認定申込書（様式第1号）

・保育の必要性の事由を証明する書類

・同意書（様式第2号）

様式はこちらから
ダウンロードできます。



● 必要書類【給付金の請求】

・請求書（様式第8号）

・領収書兼保育提供証明書（様式第9号）

様式はこちらから
ダウンロードできます。



償還スケジュール（3か月ごと）

		1期	2期	3期	4期
①	請求の対象となる利用月	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3月分
②	請求〆切日 ※1	7月20日	10月20日	1月20日	4月20日
③	支給予定日	9月末頃	12月末頃	3月末頃	6月末頃

※1 締め切り日当日が土日祝日の場合は、翌開庁日までにご提出ください。

締め切り日を過ぎた場合、支払いが次回分（3か月後）となることがあります。

よくある質問へのご回答

Q 認可を受けた保育施設に在籍しながら、認可外保育施設を利用した分は、支援の対象となりますか。

A 対象外です。本事業は、認可を受けた保育施設に在籍する方、「幼児教育・保育の無償化」制度の対象の方以外の利用者を対象としております。

Q 幼稚園に在籍しながら、認可外保育施設を利用した分は、支援の対象となりますか。

A 対象外です。ただし、幼稚園において「預かり保育事業」を実施していない場合など、対象となるケースがございますので、詳しくは、市ホームページまたは下記お問い合わせ先までご連絡ください。

Q 幼稚園で行うプレスクールやプレ保育は、対象となりますか。

A 対象外です。本事業の対象は、幼稚園における「預かり保育事業」での利用料となります。

※上記のほか、事業の詳細は、市のホームページ（右の二次元バーコード）で確認できます。



お問い合わせ先

● 制度に関するお問い合わせ

こども未来局 幼児教育・保育部 幼保運営課 多子世帯利用者負担軽減給付金 担当者
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 高層棟8階 ☎ 043-245-5735

● 「認定申込みの手続き」に関するお問い合わせは、利用施設のある区のこども家庭課へお問い合わせください。

中央保健福祉センター こども家庭課	花見川保健福祉センター こども家庭課	稻毛保健福祉センター こども家庭課	若葉保健福祉センター こども家庭課	緑保健福祉センター こども家庭課	美浜保健福祉センター こども家庭課
〒260-8511	〒262-8510	〒263-8550	〒264-8550	〒266-8550	〒261-8581
中央区中央4-5-1	花見川区瑞穂1-1	稻毛区穴川4-12-4	若葉区貝塚2-19-1	緑区鎌取町226-1	美浜区真砂5-15-2
☎043(221)2172	☎043(275)6421	☎043(284)6137	☎043(233)8186	☎043(292)8137	☎043(270)3150
FAX 043(221)2606	FAX 043(275)6318	FAX 043(284)6182	FAX 043(233)8178	FAX 043(292)8284	FAX 043(270)3291

(あて先) 千葉市長

多子世帯利用者負担軽減給付金請求書

●請求にあたっての同意事項

私（申請者）は、千葉市幼稚園等の預かり保育及び認可外保育施設等における多子世帯の利用者負担軽減給付金事業実施要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、多子世帯利用者負担軽減給付金について、下記のとおり請求します。
なお、多子世帯利用者負担軽減給付金の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 千葉市が、認定保護者と認定子どももが、千葉市内に居住していることを、住民登録関係情報を関係機関へ調査・照会すること。
2. 千葉市が、実際に施設を利用していることを、利用した施設等へ確認すること。
3. 千葉市が、利用者負担額等の支払い状況を、利用した施設等へ確認すること。
4. 千葉市が、市町村民税課税状況を、関係機関へ調査・照会すること。
5. 千葉市が、認定子どもに関して要綱第2条第8号及び第9号に規定する第2子・第3子以降の児童であるかを、関係機関へ調査・照会すること。
6. 当該給付請求する期間において、千葉市保育所等利用調整事務等取扱要領1（2）に定める保育を必要とする状況（就労、妊娠・出産、疾病・障害、看護・介護、求職活動、就学、育児休業取得 等）が継続していること。

1. 申請者（多子世帯利用者負担軽減給付認定保護者）

認定の有無	有・無	※注意：請求には、施設を利用する前に、多子世帯利用者負担軽減給付認定を受ける必要があります。	
氏名		電話番号	
※自署でない場合は、記名押印ください。			
現住所		給付請求する利用期間中の住所	
		※左記と異なる場合は、記入ください。	

2. 振込先※口座名義は、「1. 申請者」と同じ名義でお願いします。異なる場合は、委任状が必要となります。

口座名義(カタカナ)			金融機関名		金融機関コード	
			銀行・信用金庫	農協・信用組合		
預金種目	普通・当座		支店名		支店コード	
口座番号			支店・出張所			

3. 認定子ども※認定子どもごとに申請ください。

フリガナ		子どもの数		生年月日		年月日	
		<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	第2子	第3子以降	給付請求する利用期間中の住所	
氏名		※上記「現住所」及び「給付請求する利用期間中の住所」と異なる場合は、記入ください。					

4. 利用した施設及び利用者負担額（施設類型ごと）

●記載にあたっての注意事項

- ・利用者負担額は、例として、施設へ支払った保育料となります。
なお、その保育料に、物品購入費、行事参加費、食材料費、通園送迎費、入園料、記念写真代、保護者会費などの費用が含まれている場合は、当該費用を除いた額を記入ください。
- ・施設における保育料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定し、「利用者負担額」の欄に記入ください（1円未満の端数がある場合は切り捨て）。
- ・当市における請求内容を審査した結果、実際の支給決定額は、請求額と異なる場合がありますことを予めご承知ください。

<input type="checkbox"/> ③私が利用した幼稚園・認定こども園における預かり保育事業の利用者負担額等は、以下のとおりである。													
施設名						電話番号							
利用年月			利用者負担額(a)		第2子の場合に記入 左記の額に1/2 を乗じた額(b)		利用日数(c)		利用日数における 上限月額(d) ※第2子の場合：225円×利用日数(c) ※第3子以降の場合：450円×利用日数(c)			幼稚園などの請求額 ※第2子の場合は、左記bとdの額 を比較し低い方の金額を記入 ※第3子以降の場合は、左記aとdの 額 を比較し低い方の金額を記入	
	年	月	円	円	円	円	日	円	ア	円	円		
	年	月	円	円	円	円	日	円	イ	円	円		
	年	月	円	円	円	円	日	円	ウ	円	円		

④私が利用した認可外保育施設における利用者負担額等は、以下のとおりである。

利用年月	施設名（1）		施設名（2）		施設名（3）		利用者負担額 ※左記の合計を記入					
	電話番号		電話番号		電話番号							
	利用者負担額		利用者負担額		利用者負担額							
	年	月		円		円	円	エ	円			
	年	月		円		円	円	オ	円			
	年	月		円		円	円	カ	円			

⑤私が利用した企業主導型保育施設における利用者負担額等は、以下のとおりである。

利用年月	施設名（1）		施設名（2）		施設名（3）		利用者負担額 ※左記の合計を記入					
	電話番号		電話番号		電話番号							
	利用者負担額		利用者負担額		利用者負担額							
	年	月		円		円	円	キ	円			
	年	月		円		円	円	ク	円			
	年	月		円		円	円	ケ	円			

5. 請求額

●記載にあたっての注意事項

<上限月額の計算について>

上記にあるチェックした「□」の脇にある数字を基に、以下の組み合わせに当てはまる上限月額を記載ください。

区分	③幼稚園など ※1	④認可外 ※1	⑤企業主導型 ※1、2、3
①第2子	8,150円	21,000円	18,500円
②第3子以降	16,300円	42,000円	37,000円

※1 在籍する認定こども園及び幼稚園と認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む）を併用した場合は、①は8,150円、②は16,300円となります。

なお、認可外保育施設の利用者負担額が給付金の対象となるには、在籍園で預かり保育事業を実施していない場合、又は在籍園の預かり保育事業について教育時間を含む平日の預かり保育提供時間数が8時間未満又は年間（平日、長期休業中、休日の合計）開所日数が200日未満に該当する場合のみ、に限ります。

※2 0歳児の場合は、①は18,550円、②は37,100円となります。

<日割りについて>

月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入があった場合は、次の通りとなります。

※月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の上限額

月上限額 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数

※月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の上限額

月上限額 × 千葉市での認定日からの日数 ÷ その月の日数

<その他>

・当市における請求内容を審査した結果、実際の支給決定額は、請求額と異なる場合がありますことを予めご承知おきください。

利用年月		幼稚園などの請求額 (上記アイウの額を記入)	認可外の請求額 (上記エオカの額を記入)		企業主導型の請求額 (上記キクケの額を記入)		左記施設の合計の 請求額 (e)	上限月額 (f) ※上記注意事項 を確認	月ごとの請求額 ※左記eとfの額 を比較し 低い方の金額を記入
			※第2子の場合は、エからケの額は1/2を乗じた額を記入 (小数点以下は切り捨て)						
年	月	ア	円	エ	円	キ	円	円	円
年	月	イ	円	オ	円	ク	円	円	円
年	月	ウ	円	カ	円	ケ	円	円	円
							請求額（合計）		円

6. 添付書類

以下（1）及び（2）又は（3）に掲げる証拠書類を添付ください。

（1）領収書

（2）保育を提供したことが確認できる書類

（3）多子世帯利用者負担軽減給付に係る領収書兼保育提供証明書

(あて先) 千葉市長

R7年10月から12月分の請求を行う場合

記載例

多子世帯利用者負担軽減給付金請求書

●請求にあたっての同意事項

●訂正を行う場合は訂正箇所を二重線で抹消し、訂正印を押印願います。
(修正テープ、消せるボールペンは使用しないでください。)

3. 千葉市が、利用者負担額等の支払い状況を、利用した施設等へ確認すること。
4. 千葉市が、市町村民税課税状況を、関係機関へ調査・照会すること。
5. 千葉市が、認定子どもに関して要綱第2条第8号及び第9号に規定する第2子・第3子以降の児童であるかを、関係機関へ調査・照会すること。
6. 当該給付請求する期間において、千葉市保育所等利用調整事務等取扱要領1(2)に定める保育を必要とする状況(就労、妊娠・出産、疾病・障害、看護・介護、求職活動、就学、育児休業取得等)が継続していること。

1. 申請者(多子世帯利用者負担軽減給付認定保護者)

認定の有無	有・無	※注意: 請求には、施設を利用する旨を記入して下さい。
氏名	千葉 太郎	
現住所	〒 000-0000	
	給付請求する利用期間中の住所 ※左記と異なる場合は、記入ください。	
郵便局(ゆうちょ銀行)の場合も口座番号は7桁、支店名は3桁の漢字となりますので、通帳を御確認願います。 ※通帳コピーの提出は不要です。「口座名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号」に記載誤りがないようご記入ください。		
預金種目	◆◆◆ 普通・当座	
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	□□□ 支店 出張所 1 2 3

現住所と利用期間中の住所が異なる場合のみ記載をお願いします。令和7年10月~12月分を請求する場合は、10月~12月の間の住所を記載してください。

給付請求する利用期間中の住所

※左記と異なる場合は、記入ください。

場合は、委任状が必要となります。

金融機関名	金融機関コード
銀行 信用金庫	1 2 3 4
農協・信用組合	
支店名	支店コード

3. 認定子どもへ団チェックをお願いします。

フリガナ	子どもの数	生年月日	令和**年**月**日
氏名	① 第2子	② 第3子以降	給付請求する利用期間中の住所

※上記「現住所」と「給付請求する利用期間中の住所」と異なる場合は、記入ください。

子どもが、保護者と住所が異なる場合に記入願います。

4. 利用した施設及び利用者負担額(施設類型ごと)

●記載にあたっての注意事項

・利用者負担額は、例として、施設へ支払った保育料となります。

幼稚園・認定こども園を利用した場合は、団チェックをお願いします。

送迎費、入園料、記念写真代、保護者会費などの費用が含まれている場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月端数がある場合は切り捨て)。

・当市に登録された施設を審査した結果、実際の支給決定額は、請求額と異なる場合がありますことを予めご承知おきください。

<input checked="" type="checkbox"/> ③私が利用する施設の利用料金等は、以下のとおりである。		保育料のみを記載してください。(日用品、おやつ、送迎代等は除く)		第2子の場合は(a)×1/2を記載 ※第3子以降は記載不要		043-000-0000	
施設名		利用年月	利用者負担額(a)	第2子の場合に記入 左記の額に1/2 を乗じた額(b)	利用日数(c)	利用日数における 上限月額(d) ※第2子の場合: 225円×利用日数(c) ※第3子以降の場合: 450円×利用日数(c)	幼稚園などの請求額 ※第2子の場合は、左記bとdの額 を比較し低い方の金額を記入 ※第3子以降の場合は、左記aとdの 額を比較し低い方の金額を記入
令和7年	10月	1,000円	500円	5日	1,125円	ア	500円
令和7年	11月	800円	400円	1日	225円	イ	225円
令和7年	12月	20,000円	10,000円	20日	4,500円	ウ	4,500円

④私が利用した認可外保育施設における利用者負担額等は、以下のとおりである。

	施設名（1）	施設名（2）	施設名（3）	
令和7年 年 12月	ア	イ	ウ	担額 を記入
令和7年 年 12月	ア	イ	ウ	0 円
令和7年 年 12月	ア	イ	ウ	0 円
令和7年 年 12月	ア	イ	ウ	0 円

幼稚園・認定こども園の預かり保育のみの利用の場合は、④記載不要

⑤私が利用した企業主導型保育施設における利用者負担額等は、以下のとおりである。

	施設名（1）	施設名（2）	施設名（3）	
令和7年 年 12月	ア	イ	ウ	担額 を記入
令和7年 年 12月	ア	イ	ウ	0 円
令和7年 年 12月	ア	イ	ウ	0 円

幼稚園・認定こども園の預かり保育のみの利用の場合は、⑤記載不要

5. 請求額

●記載にあたっての注意事項

＜上限月額の計算について＞

上記にあるチェックした「□」の脇にある数字を基に、以下の組み合わせに当てはまる上限月額を記載ください。

区分	③幼稚園など ※1	④認可外 ※1	⑤企業主導型 ※1、2、3
①第2子	8,150円	21,000円	18,500円
②第3子以降	16,300円	42,000円	37,000円

※1 在籍する認定こども園及び幼稚園と認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む）を併用した場合は、①は8,150円、②は16,300円となります。
なお、認可外保育施設の利用者負担額が給付金の対象となるには、在籍園で預かり保育事業を実施していない場合、又は在籍園の預かり保育事業について教育時間を含む平日の預かり保育提供時間数が8時間未満又は年間（平日、長期休業中、休日の合計）開所日数が200日未満に該当する場合のみ、に限ります。

※2 0歳児の場合は、①は18,550円、②は37,100円となります。

＜日割りについて＞

月途中で認定期間が終了する又は開始され

※月途中で認定期間が終了する場合、

月上限額 × 転出日までの日数 ÷ 30

※月途中で認定期間が開始される場合、

月上限額 × 千葉市での認定日からの

上限額の表を確認の上、記載をお願いします。

幼稚園、認定こども園の預かり保育のみを利用した場合（併用不可の園）

第2子：8,150円、第3子以降：16,300円

＜その他＞

・当市における請求内容を審査した結果、実際の支給決定額は、請求額と異なる場合がありますこと

ください。

利用年月	幼稚園などの請求額 (上記アイウの額を記入)	認可外の請求額 (上記エオカの額を記入)		企業主導型の請求額 (上記キクケの額を記入)		左記施設の合計の 請求額 (e)	上限月額 (f) ※上記注意事項 を確認	月ごとの請求額 ※左記eとfの額 を比較し 低い方の金額を記入
		（ア）	（イ）	（エ）	（オ）			
令和7年 10月	ア 500 円	エ 0 円	オ 0 円	キ 0 円	ケ 0 円	500 円	8,150 円	500 円
令和7年 11月	イ 225 円	オ 0 円	エ 0 円	ク 0 円	ケ 0 円	225 円	8,150 円	225 円
令和7年 12月	ウ 4,500 円	カ 0 円	エ 0 円	ケ 0 円	ケ 0 円	4,500 円	8,150 円	4,500 円
						請求額（合計）		5,225 円

6. 添付書類

以下
③で記載した利用者負担額アイウを転記してください。
(1)

- (2) 保育を提供したことが確認できる書類
(3) 多子世帯利用者負担軽減給付に係る領収書兼保育提供証明書

(あて先) 千葉市長

R7年10月から12月分の請求を行う場合

記載例

多子世帯利用者負担軽減給付金請求書

●請求にあたっての同意事項

千葉市が、市町村民税課税状況を、関係機関へ調査・照会すること。

千葉市が、認定子どもに関して要綱第2条第8号及び第9号に規定する第2子・第3子以降の児童であるかを、関係機関へ調査・照会すること。

4. 千葉市が、市町村民税課税状況を、関係機関へ調査・照会すること。
 5. 千葉市が、認定子どもに関して要綱第2条第8号及び第9号に規定する第2子・第3子以降の児童であるかを、関係機関へ調査・照会すること。
 6. 当該給付請求する期間において、千葉市保育所等利用調整事務等取扱要領1(2)に定める保育を必要とする状況(就労、妊娠・出産、疾病・障害、看護・介護、求職活動、就学、育児休業取得等)が継続していること。

1. 申請者(多子世帯利用者負担軽減給付認定保護者)

認定の有無	有・無	※注意: 請求には、施設を利用する場合は、現住所と利用期間中の住所が異なる場合のみ記載をお願いします。令和7年10月~12月分を請求する場合は、10月~12月の間の住所を記載してください。	
氏名	千葉 太郎	電話番号	090-0000-0000
現住所	〒 000-0000 千葉市中央区○○○町**-**	給付請求する利用期間中の住所 ※左記と異なる場合は、記入ください。	

郵便局(ゆうちょ銀行)の場合も口座番号は7桁、支店名は3桁の漢数字となりますので、通帳を御確認願います。

※通帳コピーの提出は不要です。「口座名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号」に記載誤りがないようご記入ください。

預金種目	普通・当座		融機関名	金融機関コード
口座番号	1	2	3	4
	□□□	支店	出張所	1
				2
				3
				4

3. 認定子ども

フリガナ	該当する方へ□チェックをお願いします。		子どもの数	生年月日	令和**年**月**日
氏名	千葉 花子		<input checked="" type="checkbox"/> ① 第2子	<input type="checkbox"/> ② 第3子以降	給付請求する利用期間中の住所 ※上記「現住所」と「給付請求する利用期間中の住所」と異なる場合は、記入ください。

4. 利用した施設及び利用者負担額(施設類型ごと)

●記載にあたっての注意事項

幼稚園・認定こども園を利用した場合は、□チェックをお願いします。

※幼稚園等の在籍園が預かり保育の提供が十分ではない場合(併用可)のみ、認可外部分も対象となります。

代、保護者会費などの費用が含まれている

料を当該期間の月数で除して、保育料の月

額)。

ことを予めご承知ください。

<input checked="" type="checkbox"/> ③私が利用する場合は、 保育料のみを記載してください。 (日用品、おやつ、送迎代等は除く)	第2子の場合は(a)×1/2を記載 ※第3子以降は記載不要		043-000-0000	
施設名	利用年月	利用者負担額(a)	第2子の場合に記入 左記の額に1/2 を乗じた額(b)	利用日数(c) 上限月額(d) ※第2子の場合: 225円×利用日数(c) ※第3子以降の場合: 450円×利用日数(c)
	令和7年10月	1,000円	500円	5日 1,125円
	令和7年11月	200円	100円	1日 225円
	令和7年12月	20,000円	10,000円	20日 4,500円

④ 私が利用した認可外保育施設における利用者負担額等は、以下のとおりである。

施設名(1)	施設名(2)	施設名(3)	利用者負担額 ※左記の合計を記入
認可外保育施設(企業主導型一時預かり一般型含む)を利用した場合は、□チェックをお願いします。	園	ちば園	
	番号	電話番号	
	0-0000	043-000-0000	
利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額	
令和7年10月	10,000円	5,000円	円エ 15,000円
令和7年11月	0円	20,000円	円オ 20,000円
令和7年12月	円	円	円カ 5,000円

⑤ 私が利用した企業主導型一時預かり保育事業の利用者負担額等は、以下のとおりである。

利用額の設定が月単位を超えている場合(四半期・前期・後期など)は当該利用料を当該期間で除して、利用料の月額相当分を算定してください(10円未満の端数がある場合は切り捨て)。

※例:前期6か月(4月から9月)として保育料18万円支払った場合
18万円÷6か月=ひと月あたり保育料3万円

	利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額
今月	円	円	円
今月	円	円	円
今月	円	円	円

認可外保育施設(企業主導型一時預かり一般型含む)の利用の場合は、
④に記載してください ※⑤記載不要

5. 請求額

●記載にあたっての注意事項

<上限月額の計算について>

上記にあるチェックした「□」の脇にある数字を基に、以下の組み合わせに当てはまる上限月額を記載ください。

区分	③幼稚園など ※1	④認可外 ※1	⑤企業主導型 ※1、2、3
①第2子	8,150円	21,000円	18,500円
②第3子以降	16,300円	42,000円	37,000円

※1 在籍する認定こども園及び幼稚園と認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む)を併用した場合は、①は8,150円、②は16,300円となります。
なお、認可外保育施設の利用者負担額が給付金の対象となるには、在籍園で預かり保育事業を実施していない場合、又は在籍園の預かり保育事業について教育時間を含む平日の預かり保育提供時間数が8時間未満又は年間(平日、長期休業中、休日の合計)開所日数が200日未満に該当する場合のみ、に限ります。

※2 0歳児の場合は、①は18,550円、②は37,100円となります。

<日割りについて>

月途中で認定期間が終了する

※月途中で認定期間が終了する場合は、上記の表(※1)を確認の上、記載をお願いします。

月上限額 × 転出日までの日数 ÷ 30 = 日割りの額
※月途中で認定期間が開始する場合は、上記の表(※1)を確認の上、記載をお願いします。

月上限額 × 千葉市での月平均の日割りの額

<その他>

・当市における請求内容を審査した結果、実際の支給額は、請求額と異なる場合があります。

利用年月	幼稚園などの請求額 (上記アイウの額を記入)	認可外の請求額 (上記エオカの額を記入)	企業主導型の請求額 (上記キクケの額を記入)	左記施設の合計の 請求額 (e)	上限月額 (f) ※上記注意事項 を確認	月ごとの請求額 ※左記eとfの額 を比較し 低い方の金額を記入
		※第2子の場合は、エからケの額は1/2を乗じた額を記入 (小数点以下は切り捨て)				
令和7年10月	ア 500円	エ 7,500円	キ 0円	8,000円	8,150円	8,000円
令和7年11月	イ 100円	オ 10,000円	ク 0円	10,100円	8,150円	8,150円
令和7年12月	ウ 4,500円	カ 2,500円	ケ 0円	7,000円	8,150円	7,000円
					請求額(合計)	23,150円

③で記載した請求額アイウ

※上記の表(※1)を確認の上、記載をお願いします。

(1) 領収書

(2) 保育を提供し

(3) 多子世帯利用

第2子の場合は④で記載した利用者負担額合計エオカに1/2を乗じた額を記載してください。

例:利用者負担額工15,000円×1/2=7,500円 ⇒ 7,500円を記載

第3子以降の場合は④で記載した利用者負担額エオカを転記してください。

例:利用者負担額工15,000円 ⇒ 15,000円を記載

多子世帯利用者負担軽減給付に係る領収書兼保育提供証明書

支払者名（認定保護者）
利用児童名（認定子ども）

施設・事務所の所在地	
法人等名称 ※設置者が個人の場合 は記入不要	
代表者職氏名	
施設名	
連絡先	

以下のとおり認定子どもに対し、保育を提供し、利用者負担額等を領収済みであることを証明します。

1. 施設及び種別

- 預かり保育事業（幼稚園及び認定こども園）
認可外保育施設
企業主導型保育施設

2. 領収金額

利用月	①領収金額 (①=②+③)	②当該月分の利用者負担額 ※1	③利用者負担額以外の 利用料※2
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円

※1 利用者負担額は、以下の「利用者負担額以外の利用料」を除いた額（例 保育料）を記載する。

※2 利用者負担額以外の利用料には、物品購入費、行事参加費、食材料費、通園送迎費、入園料、記念写真代、保護者会費などの合計金額を記載する。

3. 保育の提供内容

利用月	提供した日 ※3	提供日数 ※4	提供時間帯 ※5
年 月分		日	: ~ :
年 月分		日	: ~ :
年 月分		日	: ~ :

※3 提供した日が、月極契約による場合は、その月における提供開始日から提供終了日まで記載する（例 4/1～4/30）。

提供日または提供時間ごとの契約による場合は、その提供日を記載する（例 4/9, 4/23）。

※4 提供日数が、月極契約による場合は、省略とする。

提供日または提供時間ごとの契約による場合は、その月における提供日数を記載する。

※5 提供時間帯が、日によって変動がある場合は、標準的な利用時間帯にて記載する。

記載例

用者負担軽減給付に係る領収書兼保育提供証明書

支払者名（認定保護者）

千葉 太郎

利用児童名（認定子どもも）

千葉 花子

施設設置者の所在地を記載願います。

必要に応じて、当市から貴施設へ発行状況や記載内容を確認があることを予め御承知おきください。

施設・事務所の所在地 ○○県○○区○○町**-**

法人等名称
※設置者が個人の場合
は記入不要 ○○法人 ○○会

代表者職氏名 理事長 千葉 一郎

施設名 ちば市役所幼稚園

連絡先 043-000-0000

以下のとおり記入して下さい。等を領収済みであることを証明します。

1. 施設及び種別

- 預かり保育事業（幼稚園及び認定こども園）
認可外保育施設
企業主導型保育施設

保育料のみを記載してください。
(日用品、おやつ、送迎代等は除く)

2. 領収金額

利用月	①領収金額 (①=②+③)	②当該月分の利用者負担額 ※1	③利用者負担額以外の 利用料※2
令和7年10月分	1,500 円	1,000 円	500 円
令和7年11月分	300 円	200 円	100 円
令和7年12月分	22,500 円	20,000 円	2,500 円

※1 利用者負担額は、以下の「利用者負担額以外の利用料」を除いた額（例 保育料）を記載する。

※2 利用者負担額以外の利用料には、物品購入費、行事参加費、食材料費、通園送迎費、入園料、記念写真代、保護者会費などの合計金額

3. 保育 提供日数

預かり保育を提供した日をご記入ください。

預かり保育を提供日数(月ごと)をご記入ください。

利用月	※3	提供日数 ※4	提供時間帯 ※5
令和7年10月分	10/13 ~ 10/17	5日	14:00 ~ 18:00
令和7年11月分	11/12	1日	14:00 ~ 18:00
令和7年12月分	12/1 ~ 12/31	20日	9:00 ~ 18:00

※3 提供した日が、月極契約による場合は、その月における提供開始日から提供終了日まで記載する（例 4/1～4/30）。

提供日または提供時間ごとの契約による場合は、その提供日を記載する（例 4/9, 4/23）。

※4 提供日数が、月極契約による場合は、省略とする。

提供日または提供時間ごとの契約による場合は、その月における提供日数を記載する。

※5 提供時間帯が、日によって変動がある場合は、標準的な利用時間帯にて記載する。

施設向け【Q&A】多子世帯の利用者負担軽減給付金（預かり保育、認可外等）

No	事項	質問	回答	備考
1	領収書兼保育提供証明書の発行について	領収書兼保育提供証明書はいつ発行すればよいですか。	<p>毎月、保育料の支払いを受けた時点で保護者様への発行をお願いします。</p> <p>保育提供証明書を保護者様へ発行した後に、その写しを施設様においても控えとして保管をお願いします。</p> <p>保護者様から保育料の支払いを受ける毎に、領収書を発行する必要があります。</p> <p>領収書は、基本保育料とその他の費用(質問 6 に挙げている費用)を区別して記載する必要があります。</p> <p>発行後は、控えを施設にて保管してくださいとお願いします。</p>	<p>「領収書兼保育提供証明書」を発行される場合は、給付金請求に合わせた対応でも可能です。(例: R7.10月～12月利用分の請求と合わせる場合は、R8.1月に請求いただくタイミングでの交付でも可能です)</p> <p>ただし、「領収書」、「提供証明書」をそれぞれ発行する場合と同様、控えの保管をお願いします。</p>
2	領収書および保育提供証明書の発行について	領収書および保育提供証明書の発行日はいつの日付ですか。	領収書兼保育提供証明書は、該当月に『保育の提供が終了したこと』と『保育料の受領』を証明する書類です。両方が終了・確認された日以降で発行願います。	例) 令和7年9月の場合『保育を提供を終了した日』が令和7年9月30日、「保育料の受領を確認した日」が令和7年10月15日の場合領収書兼保育提供証明書の証明日は、「令和7年10月15日以降」で記載することとなります。
3	領収書兼保育提供証明書の様式について	請求書に添付する書類に関して、幼児教育・保育の無償化制度における領収書兼提供証明書の様式で提出することは可能ですか。	審査に必要となる内容が充足されていれば、幼児教育・保育の無償化制度における領収書兼提供証明書の様式でも可能です。	
4	請求書の様式について	請求書に関して、幼児教育・保育の無償化制度における施設等利用費交付申請書兼請求書の様式で提出することは可能ですか。	審査に必要となる内容(出生順等)が異なるため、施設等利用費交付申請書兼請求書での提出ではなく、多子世帯利用者負担軽減給付金請求書(様式第8号)でのご提出をお願いします。	
5	領収書兼保育提供証明書の様式について	領収書兼保育提供証明書の様式を修正することは可能ですか。	お配りしている様式に記載されている情報が充足されていれば、様式を修正する(レイアウトの変更、記載項目の追加等)ことは可能です。	

施設向け【Q&A】多子世帯の利用者負担軽減給付金（預かり保育、認可外等）

No	事 項	質 問	回 答	備 考
6	保育料について	保護者が施設に対して負担する費用のうち、多子世帯の利用者負担軽減給付金の対象となるものの範囲を教えてください。	<p>対象は「保育料」のみで、下記の費用（いわゆる「実費徴収」）を除くものです。なお、幼児教育・保育無償化制度で対象とする費用と同一となります。</p> <p>＜下記は対象外となります＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日用品、文房具等の購入のために保護者様が実費負担した費用 ・ 行事への参加に要する費用 ・ 食事の提供に要する費用 ・ 送迎バスなど施設または事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ・ その他、通常の保育に必要とされる費用であって、保護者様が負担することが適当と認められる費用 	
7	保育料について	現在、施設から保護者へ請求している利用料に、多子世帯の利用者負担軽減給付金の対象から除外されるもの（質問6参照）が含まれている場合、どうすればよいですか。	<p>「保育料」部分とそれ以外の費用を区別して記載し、保護者様へは内訳をお示しくださいますようお願いします。</p> <p>なお、その際には契約内容や重要事項説明書等の変更は不要です。</p>	
8	保育料について	施設から市への確認申請をする際に施設のパンフレットを提出することとなっているが、パンフレットに記載されている保育料に多子世帯の利用者負担軽減給付金から除外されるもの（質問6参照）が含まれる場合、内訳がわかるよう改訂すべきですか。	<p>保護者様へ内訳を示したことが分かるものをご提出いただければ、パンフレット等の改訂は必要ありません。</p>	
9	保育料について	領収書兼保育提供証明書に記載する保育料について、割引等で減額があった場合は、割引前と割引後どちらの料金を記入しますか。	<p>保護者様がお支払いした金額であるため、割引等で減額があった場合は、減額後の金額を記入してください。</p>	
10	保育料について	<p>児童の居住地と施設所在自治体が異なる場合、多子軽減制度の申請先はどちらの自治体となりますか。</p> <p>例① 千葉市外に在住する児童が千葉市内の施設を利用した場合</p> <p>例② 千葉市に在住する児童が市外施設を利用した場合</p>	<p>児童が在住する自治体への申請となります。</p> <p>例①の場合は、児童が在住する市外の自治体、例②の場合は千葉市です。</p> <p>なお、本多子軽減給付金の制度については、千葉市独自のものであり、自治体によって、制度自体がない場合や金額、申請方法等が異なる場合があるため、お手数ですが、各自治体にご確認をお願いします。</p>	

施設向け【Q&A】多子世帯の利用者負担軽減給付金（預かり保育、認可外等）

No	事 項	質 問	回 答	備 考
11	保育料について	認定開始・終了期間が月の中途の場合、領収書兼保育提供証明書の保育料は、日割りの金額にする必要はありますか。	領収書兼保育提供証明書への記載は、日割り計算は行わず、該当月に領収した金額をご記入ください。	
12	給付金請求の時効について	認定された期間ではあるが、保護者が請求をしていなかった場合、いつまで請求することは可能ですか。	認定期間内であれば、保育施設を利用した月の翌月 1 日を起点に、5 年が時効です。 例：令和 7 年 9 月に利用した分であれば、令和 12 年 9 月 30 日まであれば、請求可能です。	
13	幼稚園に在籍する児童における認可外保育施設の併用について	幼稚園に在籍する児童が、認可外保育施設を利用した際は、その認可外保育施設の利用者負担額は支給対象となりますか。	在籍する幼稚園において、預かり保育事業を実施していない、または預かり保育事業の内容が教育時間を含む平日の預かり保育提供時間数が 8 時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数が 200 日未満に該当する場合は、認可外保育施設の利用者負担額も含めて、支給対象です。	千葉市HP内「幼児教育・保育の無償化の対象施設等一覧 (https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/yojikyoiku/shien/musyouka_ithirann.html)」に併用可否について記載がございます。 「併用可」の園に在籍する場合は、認可外保育施設の利用者負担額も対象となります。
14	認定申込みについて	保護者から市への認定申込みはいつまでに行うべきですか。	保育の必要性の認定は申請日からの適用となります。認定申込書の受領日より遡っての認定はできませんので、対象施設の利用を開始する前に利用施設のある区のこども家庭課へご申請いただくよう保護者へご案内をお願いします。	
15	認定申込みについて	在園中に利用者の認定期間が終了した場合に何か手続きは必要ですか。	改めて保護者様から「保育の必要性の認定」を利用施設のある区こども家庭課に申請する必要があります。 区のこども家庭課にお問い合わせいただくよう、保護者へご案内をお願いします。	

施設向け【Q&A】多子世帯の利用者負担軽減給付金（預かり保育、認可外等）

No	事 項	質 問	回 答	備 考
16	保育の必要性の認定について	給付認定者の一覧は頂けないですか。	複数の施設を利用する方がおり、給付認定者と利用施設の紐づけが困難なこと、システム上の制約、個人情報保護の観点等から、給付認定者の一覧を提供は致しかねます。お手数ですが、保護者から提示される給付認定通知により給付認定者の把握をお願いいたします。	
17	請求書類の提出について	請求書、領収書兼保育提供証明書の取りまとめは必ずしなければならないですか。	必ずしなければならないものではありませんが、効率性の観点から可能であれば取りまとめいただければ幸いです。なお、取りまとめが困難な場合は、保護者から直接提出する必要がございますので、必ず請求手続を行うよう保護者へご案内をお願いします。	
18	請求書類の提出について	請求書等の提出を保護者が怠った場合、どこまで対応すれば良いですか。	明確な基準はございませんが、全体に対して周知文の配布及び口頭での説明等をしていただければ、保護者個別に対する催促等は可能な範囲で結構です。	